

## 統一的な基準の財務書類における注記

(全体財務書類、連結財務書類にのみ該当する内容は注記6、7に記載しています。)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、昭和59年度以前に取得のインフラ資産（道路）の土地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券……………取得原価

##### ② 出資金……………取得原価

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ただし、道路の舗装部分等のうち取替資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理する方法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～50年

工作物 5年～60年

物品 3年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法、耐用年数 5～10年

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、時価又は実質価額が取得価額をある程度下回った場合における、時価又は実質価額と取得価額との差額を計上しています。

##### ② 徴収不能引当金

未収金・長期延滞債権については、当該債権の弁済状況、相手先の財務内容、過去5か年の実績等により不納欠損実績率を算定し（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、当該債権の弁済状況、貸付相手先の財務内容、過去5か年の実績等により貸倒実績率を算定し（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑤ 損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。その他のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が1,000万円以上の場合等に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出については、固定資産の財産価値を増加させると認められる費用を計上しています。

修繕費については、固定資産の維持管理又は原状回復に要したと認められる費用を計上しています。

③ 財務書類の金額の表示

会計間の繰入繰出額を相殺控除した金額で表示しています。

行政コスト計算書では引当金の繰入と戻入に係る金額が発生した場合は、引当金の繰入額と、その他特別収入の引当金の戻入額に相当する金額とを相殺して表示しています。

2 重要な会計方針の変更等

—

3 重要な後発事象

—

#### 4 偶発債務

—

#### 5 追加情報

##### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計、東武東上線連続立体化事業特別会計
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。  
実質赤字比率 —  
連結実質赤字比率 —  
実質公債費比率 △4.1%  
将来負担比率 —
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 307,976 千円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,763,780 千円

##### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

###### ア 範囲

新たな行政需要への対応や利活用の見込みがないと判断した普通財産

###### イ 内訳

308,855 千円

上記は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額

—

- ③ 基金借入金（繰替運用）

—

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

—

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 138,855,157 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 7,884,045 千円

将来負担額 64,664,156 千円

充当可能基金額 114,022,882 千円

特定財源見込額 3,793,319 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 70,678,891 千円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
7,155,555 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 17,942,683 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	263,999,922千円	252,930,875千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	3,392千円	△24,863千円
前年度からの繰越金による差異	△12,746,632千円	-
資金収支計算書	251,256,682千円	252,906,012千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は東武東上線連続立体化事業特別会計の分だけ相違します。歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	20,059,543千円
投資活動収入の国県等補助金収入	2,849,802千円
未収債権・未払い債権の増加（減少）	5,000,450千円
減価償却費	△5,259,555千円
賞与引当金繰入額	△1,986,932千円
退職手当引当金繰入額	△1,748,190千円
徴収不能引当金繰入額	△387,721千円
資産除売却益（損）	△24,763千円
純資産変動計算書の本年度差額	18,502,633千円

## 6 全体財務書類に関する注記

### (1) 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、  
東武東上線連続立体化事業特別会計

### (2) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

#### ① 範囲

新たな行政需要への対応や利活用の見込みがないと判断した普通財産

#### ② 内訳

308,855 千円

上記は貸借対照表における簿価を記載しています。

## 7 連結財務書類に関する注記

### (1) 財務書類の対象となる団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
(公財) 板橋区産業振興公社	第三セクター等	全部連結	-
(公財) 板橋区文化・国際交流財団	第三セクター等	全部連結	-
板橋区土地開発公社	地方三公社	全部連結	-
(公財) 植村記念財団	第三セクター等	全部連結	-
特別区競馬組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.348%
東京都後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.964%
東京二十三区清掃一部事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.792%
特別区人事・厚生事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.366%

① 出資割合等が 50%を超える団体は、全部連結の対象としています。なお、出資割合等が 50%以下の場合であっても役員の派遣、財政支援等の実態や、出資及び損失補償等の財政支援の状況を総合的に勘案し、その第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象とします。

② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象とします。

### (2) 連結対象団体の決算日が一般会計と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異がある連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続きを行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。